

## 社会福祉法人恵愛会 役員等報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 恵愛会（以下「当法人」という）定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### （報酬の支給）

第2条 理事長については、月額報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 理事長以外の役員等については、業務に応じて日額報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### （報酬の総額）

第3条 この法人の全理事及び全評議員の報酬総額は、年間3,000,000円を上限とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間130,000円を上限とする。

### （報酬の算定方法等）

第4条 理事長に対する月額報酬の額は、100,000円とする。

2 前項の報酬の支給方法及び支給期日については、職員の例による。

3 理事長以外の役員等に対する日額報酬の額は7,000円とし、業務に従事した時にその都度支給する。

### （旅費の支給）

第5条 役員等（理事長を含む）が職務のため出張をしたときは、次の表に基づき、旅費（交通費、日当）を支給する。

|     |                               |                                                         |
|-----|-------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 交通費 | ・公共交通機関を利用した場合<br>・私用車を使用した場合 | 実費（費用弁償）<br>1kmにつき40円<br>ただし、役員会に出席する場合、<br>500円を最低額とする |
| 日 当 | 当法人旅費規程第6条別表の園長に対する日当の額       |                                                         |

2 前項にかかわらず、理事長については、理事会及び評議員会への出席に係る旅費は支給しない。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その日から本規程を適用する。

2 月の中途において理事長の就任、退任又は解任があった場合、第4条第1項の報酬額は日割りによって計算する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和6年7月1日より施行する。